

木津川市公告第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年9月30日

木津川市長 河井 規子



1 施行者の名称

木津川市

2 都市計画事業の種類及び名称

相楽都市計画公園事業 4・4・3号 木津城址公園

3 事業施行期間

平成21年9月29日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

木津川市大字木津小字片山、釜ヶ谷及び大谷地内

(2) 使用の部分

なし

5 図書の写しの縦覧場所

木津川市役所建設部都市計画課